厚 生 労 働 省 設 置 法 平 成 + 年 七 月 + 六 日 法 律 第 九 + 七 号 抄

条厚 生

第 八 厚 生厚科 労 生 学 働科審 大学議 臣審会 の議 諮 会 間は に 応 次 12 じ 掲 7 げ 次 る に 事 掲 げ る 0 重 カン 要 さ 事 項 る を 調 査 審 議 す

る

病 防 及 び 治 療 1 関 す る 研 究 そ  $\mathcal{O}$ 他 所 掌 事 務 に 関 す る 科 学 技 術

る関事 る 項

見 口 に衛る 掲 生 重  $\sum_{}$ とげに要 重す項 要 事 重 項 要 に事 関 L 厚 生 労 働 大 臣 又 は 関 係 行 政 機 関 に 意

定り師 、厚を前 に `准生述号公関疾 せ営百症認き看労べ口衆す 働る 護 れの四予にう師大 臣 営一及す又理又 びるは学は 感重柔療文 染要道法部 理化法症事整士科 ` 学 患を師作大 対審校法諮 又士問 す は る 養あ応 成ん کے 所摩て 若マ保 ツ健 サ師 は 養ジ助 成指産 施圧師 設 師 Ø ` 看 指は護

兀 めの前に生法 他項属関律感又師 さ係第染は ら業十の定ゆ た運号防関師 事 項の 適 検 を ほ処正疫 及への項復 す び昭 振和者調の業 興二に査学療 に十 関六す議 す年る 法 医 法律療 律第に の二関 規百す 定一る 号 法 12 よず律 及( 1) そび平 の生成 権活十 限衛年

2 定そ  $\mathcal{O}$ 員 め そ 0 t 他  $\mathcal{O}$ 厚  $\mathcal{O}$ 生 科 カン 学 審 議 会 に科 関 必議 要会 なの 事 組 項織 12 っ所 い掌 て事 は務 、及 政び 令 委

で員